

令和5年12月19日  
第二委員会室

北区消防団運営委員会（第1回）

次 第

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 議事
  - (1) 会議の公開等について（資料2-1、2-2）
  - (2) 前回の諮問事項及び答申内容に関する報告について（資料3）
  - (3) 特別区消防団運営委員会への諮問について（資料4）  
諮問事項「変化する社会情勢に適応し特別区消防団の組織力を向上させ住民の負託に応え続ける方策はいかにあるべきか」
- 5 閉会

---

資料1 委員名簿

資料2-1 北区消防団運営委員会傍聴規程

資料2-2 附属機関等の会議の公開基準について

資料3 特別区消防団運営委員会の答申及び対応方針について

資料4 特別区消防団運営委員会への諮問について

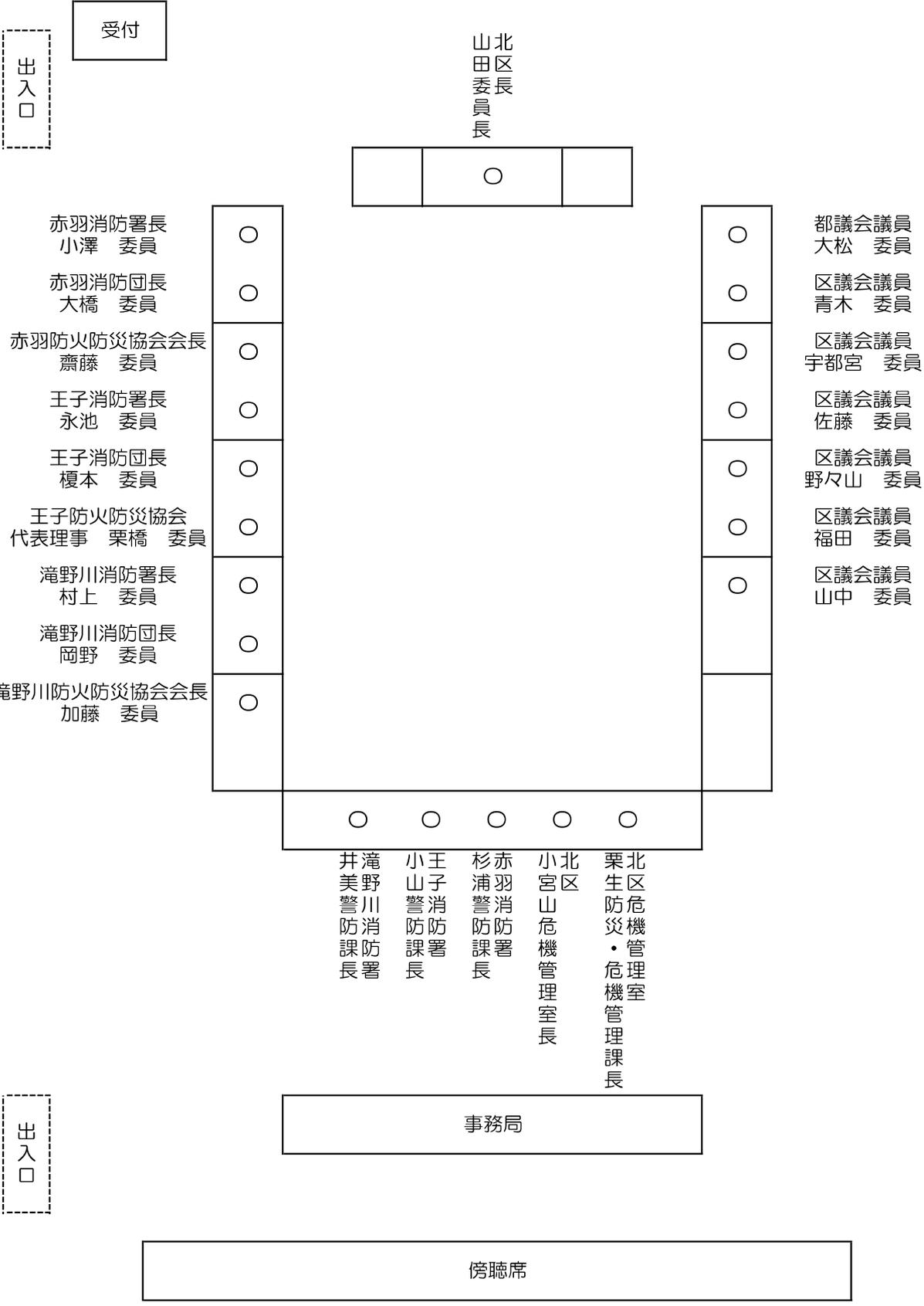
## 東京都北区消防団運営委員会委員名簿

(令和5年10月現在)

No.	役職	氏名 (敬称略)	職務名
1	委員長	やまだ かなこ 山田 加奈子	区 長
2	委 員	おおまつ 大松 あきら	都議会議員
3	〃	あおき 青木 のぶえ	区議会議員
4	〃	うつのみや 宇都宮 ゆり	区議会議員
5	〃	さとう 佐藤 かずゆき	区議会議員
6	〃	ののやま けん 野々山 研	区議会議員
7	〃	ふくだ こういち 福田 光一	区議会議員
8	〃	やまなか こ 山中 りえ子	区議会議員
9	〃	くり はし ひろあき 栗橋 弘明	(一財) 王子防火防災協会代表理事
10	〃	さいとう くにひこ 齋藤 邦彦	赤羽防火防災協会会長
11	〃	か とう かずのり 加藤 和宣	滝野川防火防災協会会長
12	〃	ながいけ まさなお 永池 昌直	王子消防署長
13	〃	おざわ こうじ 小澤 浩志	赤羽消防署長
14	〃	むらかみ げん 村上 元	滝野川消防署長
15	〃	えのもと きよみ 榎本 清実	王子消防団長
16	〃	おおはし ひでお 大橋 英雄	赤羽消防団長
17	〃	おかの かずや 岡野 一也	滝野川消防団長

※都議会議員・区議会議員は五十音順、その他は建制順。

# 北区消防団運営委員会 席次表



平成 29 年 2 月 8 日  
北区消防団運営委員会決定

## 北区消防団運営委員会傍聴規程

### (目的)

第1条 この規程は、特別区の消防団の設置等に関する条例（昭和38年東京都条例第53号）に基づき設置する北区消防団運営委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (傍聴の手続)

第2条 委員会を傍聴しようとする者は、先着順とし、係員の指示に従い入場、着席するものとする。

### (傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、会場に応じ事前に委員長が定めた人数とする。

### (傍聴することができない者)

第4条 次の各号に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 人に危害を加え又は迷惑を及ぼす恐れのある物を携帯している者
- (3) ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) はち巻き、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し又は携帯している者
- (5) 前各号に定めるもののほか、審議を妨害し又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

### (傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 審議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと
- (3) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと
- (4) 携帯電話、パソコン等情報端末機器の電源を切ること
- (5) 写真撮影、録画及び録音等をしないこと

(6) 前各号に定めるもののほか、審議の秩序を乱し又は審議の妨害となるような行為をしないこと

(傍聴人の退場)

第6条 委員長は、傍聴人がこの規程に違反したときは、当該傍聴人に退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、委員長から退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。

(その他)

第7条 この規程に定めのない事項については、委員長が判断するところに従うものとする。

## 附属機関等の会議の公開基準について

17北総総第1419号  
平成18年3月29日区長決裁

(目的)

第1条 この基準は、東京都北区情報公開条例（平成12年12月東京都北区条例第63号。以下「条例」という。）第21条に規定する情報公開の総合的な推進に関する区の責務を果たすため、区政に関する正確で分かりやすい情報を区民が迅速かつ容易に得られるよう、附属機関等の会議の公開に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象とする附属機関等)

第2条 この基準は、次に掲げる附属機関等に適用する。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき区長その他の執行機関に置かれる附属機関
- (2) 要綱等により区長その他の執行機関に置かれる附属機関に準ずる機関（区の職員のみで構成される機関を除く。）

(会議の公開)

第3条 附属機関等の会議は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は公開しない。

- (1) 法令、条例、規則、要綱等の規定により、会議を公開しないこととしている場合
- (2) 個人に関する情報で特定の個人を識別できるものを扱う場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

(会議の非公開の決定)

第4条 附属機関等の会議の非公開の決定は、前条第1号に該当する場合を除き、原則として附属機関等の長が当該機関に諮って行う。ただし、あらかじめ会議の議題の内容が前条第2号又は第3号の非公開事由に該当することが明らかな場合は、この限りでない。

2 附属機関等が、前項の規定により、会議の非公開を決定するときは、その理由を明らかにしなければならない。

(会議開催の周知)

第5条 附属機関等は、会議を公開する場合は、会議の名称、議題、開催日時、開催場所等について、原則として北区ニュース及びホームページで公表する

よう努めるものとする。

(会議録の作成及び公表)

第6条 附属機関等は、会議終了後速やかに会議録を作成するとともに、附属機関等の庶務を担当する課の窓口において会議の概要を閲覧に供し、特に必要と思われるものについては、当該概要を北区ニュース及びホームページで公表するものとする。

2 前項の規定により、会議録の概要を閲覧に供し、又は公表する場合は、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 個人に関する情報で特定の個人を識別できるものは、閲覧に供せず、かつ、公表しないこと。

(2) 公正かつ円滑な議事運営に支障が生じるおそれのある場合は、発言者の氏名を閲覧に供せず、かつ、公表しないこと。

付 則

1 この基準は、平成18年4月1日から施行する。

2 この基準は、施行の日以降に開催される附属機関等について適用する。

# 特別区消防団運営委員会の答申及び対応方針について

資料3

## 1 諮問事項

大規模地震発生時における特別区消防団の消火活動能力を向上させる方策はいかにあるべきか

(審議期間：令和3年10月から令和5年3月まで)

## 2 審議項目

### I 本業等をもち、時間等の制約がある消防団員が効率的・効果的に活動能力を向上させる方策

- ① 実戦的活動力の向上関係
- ② 研修等の充実関係
- ③ 訓練環境の充実関係

### ・ デジタル環境を有効活用した知識・判断力等の向上方策

- ① 現行のデジタル環境の活用関係
- ② 新たなデジタル環境の整備関係

### ・ 消火活動能力を低下させないための入団促進及び充足率の維持向上方策

- ① 若い世代の団員確保関係
- ② 募集広報の充実・強化関係
- ③ 各種制度の利活用関係

### ・ 効果的かつ負担軽減した装備資機材の検討

- ① 新たな資機材関係
- ② 軽量化など負担軽減関係

## 3 主な答申内容及び対応方針

### I 本業等をもち、時間等の制約がある消防団員が効率的・効果的に活動能力を向上させる方策

項目	主な答申内容	対応方針
実戦的活動力の向上関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別区消防団震災時活動マニュアル等を活用した実戦的な訓練及び署隊と連携した訓練の推進</li> <li>○実際の街区を使用した震災想定の実戦的な訓練の推進</li> <li>○消防団が主体となった総合的な訓練の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□新たな訓練モデルの提示・検証による実戦的活動力の向上</li> <li>□積載車による出場から放水まで等の一連の火災対応訓練の推進</li> <li>□消防団訓練指導マニュアル等の整備による主体的な活動の定着化</li> </ul>
研修等の充実関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消火班等に特化した研修や教育など教育訓練の充実</li> <li>○職員と団員が同一研修に参加するなどの統一的な教育の推進</li> <li>○消防学校が行う研修や資格取得講習の受講人員の増強</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□可搬ポンプ実技講習の試行・検証</li> <li>□消防学校研修や各種講習のアンケートや時勢を踏まえた随時見直し</li> <li>□消防団の消防学校研修への職員の聴講の検討</li> </ul>
訓練環境の充実関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消防署訓練施設や方面訓練場などの更なる活用</li> <li>○区など関係機関等と連携した新たな訓練場所の確保や総合的な訓練を実施できる大規模な訓練場の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□消防署訓練施設や方面訓練場を有効に活用した訓練の推進</li> <li>□区など関係機関と連携した訓練場所の確保推進</li> </ul>

## 特別区消防団運営委員会の答申及び対応方針について

### ・ デジタル環境を有効活用した知識・判断力等の向上方策

項目	主な答申内容	対応方針
現行のデジタル環境の活用関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○オンライン教養や遠隔による訓練指導の推進</li> <li>○訓練録画映像による振り返り訓練の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 東京消防団e-ラーニングシステムの更新による利便性の向上</li> <li><input type="checkbox"/> タブレット端末を有効に活用した教養や訓練の推進</li> </ul>
新たなデジタル環境の整備関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害対応や指揮の判断等ができるアプリの開発や導入</li> <li>○二次元コード活用による各種資機材の取扱説明動画の導入</li> <li>○ARやVRなど最新のデジタル技術を活用した訓練環境の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 各種資機材取扱い動画等にアクセスできる二次元コード読み取り方式の導入検討</li> <li><input type="checkbox"/> ARやVRなどの技術を活用した訓練導入に向けた調査研究（ARやVRなどの調査研究委託）</li> </ul>

### ・ 消火活動能力を低下させないための入団促進及び充足率の維持向上方策

項目	主な答申内容	対応方針
若い世代の団員確保関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○若年層へSNSでの情報発信、インターネット広告の充実</li> <li>○学生や企業の若年層を対象とした募集や体験入団の推進</li> <li>○現役団員との座談会の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> HP、SNS等を活用した消防団活動に興味を抱く情報発信の推進</li> <li><input type="checkbox"/> あらゆる機会での消防団活動の見学や資機材等の展示の推進</li> <li><input type="checkbox"/> 現役消防団員との座談会の実施方法の検討</li> </ul>
募集広報の充実・強化関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○SNSの活用やインターネット広告による募集の強化</li> <li>○対象別（学生、女性など）リーフレットを活用した募集広報</li> <li>○団員のインタビュー動画の充実</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> インターネット広告による募集広報の拡充</li> <li><input type="checkbox"/> 「東京消防団エントリーシート」を活用した入団促進</li> <li><input type="checkbox"/> 団員インタビュー動画等を活用した地域紹介や消防団の魅力が伝わる広報の推進</li> </ul>
各種制度の利活用関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消防団協力事業所及び制度の周知</li> <li>○学生消防団認証制度のメリットの周知・付加価値の検討</li> <li>○大規模災害団員制度等による団を継続できる環境の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 消防団協力事業所による社会貢献や消防団PRの強化</li> <li><input type="checkbox"/> 学生認証制度の周知による募集広報の強化</li> <li><input type="checkbox"/> 大規模災害団員制度等の更なる周知と活用による退団への対策の強化</li> </ul>

### ・ 効果的かつ負担軽減した装備資機材の検討

項目	主な答申内容	対応方針
新たな資機材関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ホース延長など、より迅速かつ負担軽減可能な資機材整備（ホースバック、電動のホース延長台車等）</li> <li>○震災時等に備えた大量放水できる消火資機材の整備（台座付き放水銃、大量放水可能な軽量GN等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 震災時等、迅速にホース延長できるホースバックの整備</li> <li><input type="checkbox"/> 資機材の電動化や新しい技術を取り入れた資機材の導入検討</li> <li><input type="checkbox"/> 消火能力や安全管理向上のための資機材の導入検討</li> </ul>
軽量化など負担軽減関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>○油圧救助資機材や手引き可搬ポンプ搬送台車など、各既存資機材の軽量化やコンパクト化、電動化の検討</li> <li>○既存資機材の整理統合の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 更新に合わせた既存資機材の軽量化やコンパクト化など市場の開発動向の注視と検討</li> </ul>



# 特別区消防団運営委員会への諮問について

資料4

## 1 諮問事項

変化する社会情勢に適応し特別区消防団の組織力を向上させ住民の負託に応え続ける方策はいかにあるべきか

## 2 審議期間

令和5年8月から令和7年3月まで

## 3 諮問の趣旨

特別区消防団は、地域になくてはならない代替性のない存在であり、地域防災力の中核として、住民の負託に応えてきたところです。

さらに、本年（令和5年）は、関東大震災から100年の節目の年であるなど、消防団への期待はさらに高まっており、東京の安全安心を守っていくためには地域防災力の中核を担う消防団が、将来にわたって更に充実し、消防団としての役割を果たしていく必要があります。

一方で、特別区においては、人口が2035年ごろに減少に転じ、2050年をピークに高齢化が進行すると予測されているほか、近年は、DXの進展によるテレワークなどの働き方の多様化や、単身世帯の増加による地域コミュニティの希薄化など、社会情勢は常に変化しているところです。

このことから、各消防団や各区の特性なども踏まえながら、変化する社会情勢に適応し特別区消防団の組織力を向上させ、住民の負託に応え続ける方策について諮問するものです。

## 課題と検討事項 1（特別区消防団運営委員会諮問）

### 課題 1

地域防災の要である消防団として、社会情勢に応じて変化及び成長していくこと

### 検討事項 1

入団し活動を継続したいと思える組織の活性化方策について、区の地域特性や消防団の現況（構成等）を踏まえ検討する

#### 検討の方向性

団員に対するアンケートを実施する

- ① 団員がよりやりがいを持てる方策について
- ② 若い世代が入団・活動しやすい組織づくりについて
- ③ 女性が入団・活動しやすい組織づくりについて
- ④ 資格取得講座や研修、講習、教養等の拡充について

### 検討事項 2

最新の技術等を考慮した活動環境の改善方策について検討する。

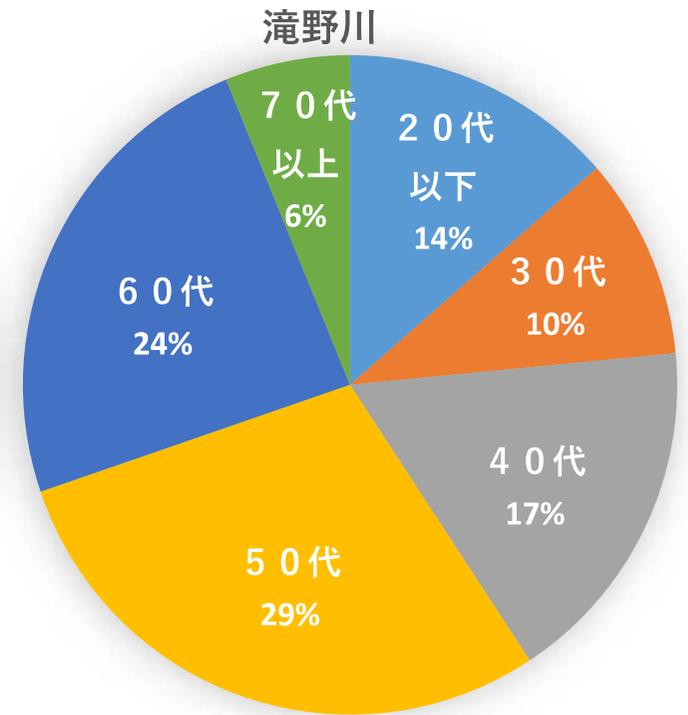
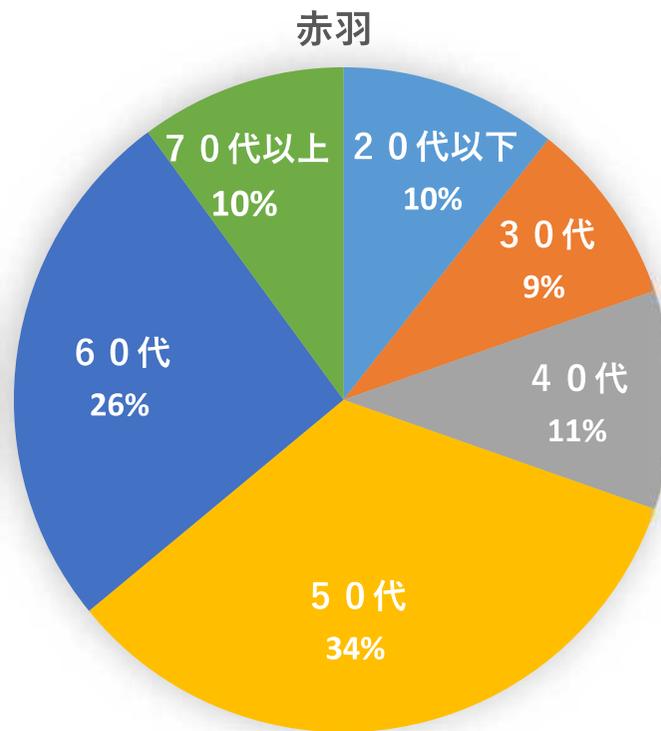
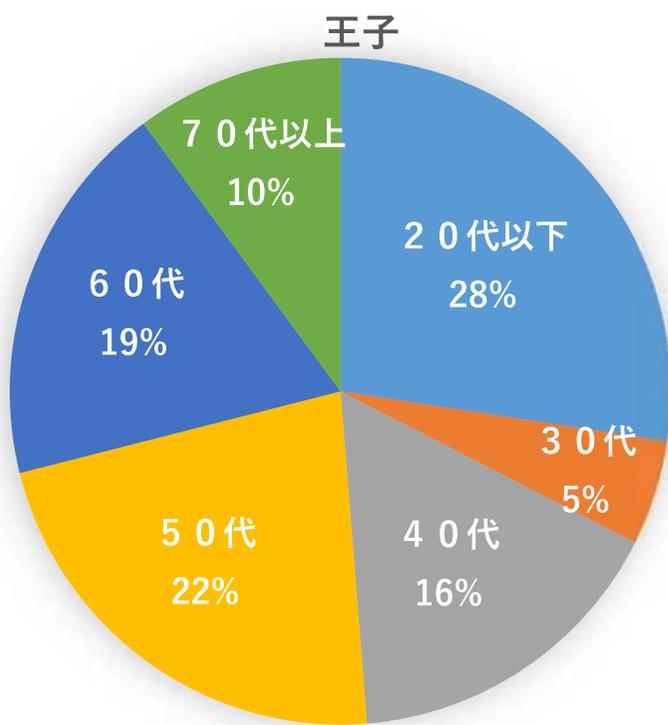
#### 検討の方向性

- ① 災害への出場命令や、団員間の情報伝達のあり方について
- ② タブレットを活用した消防団事務の効率化について
- ③ 各種資機材の利便性の向上、負担軽減について

## 北区内3消防団と23区の現勢

消防団名	定員	現員数	充足率	内 訳		平均年齢			学 生 団 員	大規模災害 団 員	機能別 団 員
				男性	女性	男性	女性	全団員			
王子消防団	200名	200名	100%	169名 (86.5%)	31名 (15.5%)	46.1才	51.1才	46.8才	52名 (26%)	0名	0名
赤羽消防団	200名	179名	89.5%	127名 (70.9%)	52名 (29.1%)	52.1才	55.6才	53.1才	9名 (5.0%)	2名	5名
滝野川消防団	210名	162名	77.1%	142名 (87.7%)	20名 (12.3%)	50.7才	47.7才	50.3才	8名 (4.9%)	6名	0名
北区合計	610名	541名	88.9%	438名 (81%)	103名 (19%)	49.3才	52.7才	50才	69名 (12.7%)	8名	5名
23区	16,000名	13,785名	86.2%	10,691名 (77.6%)	3,094名 (22.4%)	51.5才	47.6才	50.5才	1,057名 (7.7%)	184名	552名

# 年代別団員構成



## 北 区 の 概 況

- 北区の地形は浮間、赤羽東、王子東の各地域はほぼ平坦ではあるが、赤羽西、王子西、滝野川西、滝野川東の各地域は高低差があり、坂道が多い。
- 区内は道幅の狭い道路が多く、一方通行や大型車の通行が規制されている場所もある。
- 区の人口は近い将来減少に転じる見通し

(北区HPより抜粋)

# 消防団員受講講習等

## 講習

- 1 二級小型船舶操縦士養成講習
- 2 第三級陸上特殊無線技士養成講習
- 3 惨事ストレス対策団員講座
- 4 英会話技能講習
- 5 手話技能講習
- 6 可搬消防ポンプ等整備資格者特例講習
- 7 健康づくりセミナー
- 8 ハラスメント防止講習

## 研修

- 1 上級幹部研修
- 2 指揮幹部科研修
- 3 初級幹部研修
- 4 警防科研修
- 5 機関科研修
- 6 安全管理セミナー
- 7 女性消防団員研修
- 8 女性消防団員セミナー

## 課題と検討事項 2（特別区消防団運営委員会諮問）

### 課題 2

地域で活動力を発揮していくことで、地域住民の負託に応え続けること



#### 検討事項 1

消防力維持のため、計画的な人材育成方策について検討する。

##### 検討の方向性

- ① 経験が浅い消防団員への教育訓練体制や目標、内容について
- ② 経験豊富な団員（中核となる団員）による訓練指導体制等について
- ③ 操法訓練と実動訓練の実施の目安について
- ④ 訓練効果の確認方策について

#### 検討事項 2

地域コミュニティが希薄化するなか、地域に尽力する消防団を知ってもらう方策について検討する。

##### 検討の方向性

- ① 消防団員の積極的な災害活動の定着化や地域活動について
- ② 地域から理解と信頼を得るための消防団の認知度向上方策について

## 消防団をとりまく変化する社会情勢の一例

読売新聞 2023年11月15日

人口減少や高齢化で消防団員のなり手不足が深刻化する中、訓練の負担が大きく、現場での動きと異なる部分が多い「消防操法」を見直す動きが広がっていて、国も昨年、操法の過度な訓練やパフォーマンス的な動作を見直すよう全国に通知しており、各地でより実践的で簡略化した操法を編み出したり、大会を廃止する動きがみられる

## 北区消防団運営委員会 審議予定

※審議期間：令和7年3月まで

